

◎新潟県訓令第7号

土木部河川管理課
地域振興局

新潟県河川監理員規程（昭和40年3月新潟県訓令第4号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(監理員)</p> <p>第2条 監理員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地域振興局地域整備部の部長、副部长（港湾空港担当の副部长を除く。）、庶務課長、業務課長、<u>用地・行政課長</u>、治水課長、ダム管理課長、治水・港湾課長、河川・砂防課長及び維持管理事務所長</p> <p>(4) 新潟地域振興局新潟地域整備部の部長、副部长、<u>用地・行政課長</u>、工務課長及びダム管理課長</p> <p>(5) 新潟地域振興局津川地区振興事務所の所長、副所長、次長、<u>用地・行政課長</u>及び土木整備課長</p> <p>(6) 地域振興局地域整備部の庶務課及び業務課の河川管理担当の係長、副参事、主査、専門員、主任及び主事、<u>用地・行政課の河川管理担当の課長代理、副参事、主査、専門員、主任及び主事</u>、治水課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、ダム管理課の技術専門員、係長、主査、専門員、主任及び技師、治水・港湾課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、河川・砂防課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに維持管理事務所の工務課の課長、河川管理担当の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師</p> <p>(7) 新潟地域振興局新潟地域整備部の<u>用地・行政課</u>の河川管理担当の課長代理、副参事、主査、専門員、主任及び主事、工務課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びにダム管理課の技術専門員、係長、主査、専門員、主任及び技師</p> <p>(8) 新潟地域振興局津川地区振興事務所の<u>用地・行政課</u>の河川管理担当の課長代理、副参事、主査、専門員、主任及び主事並びに土木整備課の河川管理担当の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師</p>	<p>(監理員)</p> <p>第2条 監理員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地域振興局地域整備部の部長、副部长（港湾空港担当の副部长を除く。）、庶務課長、業務課長、治水課長、ダム管理課長、治水・港湾課長、河川・砂防課長及び維持管理事務所長</p> <p>(4) 新潟地域振興局新潟地域整備部の部長、副部长、<u>庶務課長</u>、工務課長及びダム管理課長</p> <p>(5) 新潟地域振興局津川地区振興事務所の所長、副所長、次長、<u>総務課長</u>及び土木整備課長</p> <p>(6) 地域振興局地域整備部の庶務課及び業務課の河川管理担当の係長、副参事、主査、専門員、主任及び主事、治水課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、ダム管理課の技術専門員、係長、主査、専門員、主任及び技師、治水・港湾課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、河川・砂防課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに維持管理事務所の工務課の課長、河川管理担当の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師</p> <p>(7) 新潟地域振興局新潟地域整備部の<u>庶務課</u>の河川管理担当の係長、副参事、主査、専門員、主任及び主事、工務課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びにダム管理課の技術専門員、係長、主査、専門員、主任及び技師</p> <p>(8) 新潟地域振興局津川地区振興事務所の<u>総務課</u>の河川管理担当の係長、副参事、主査、専門員、主任及び主事並びに土木整備課の河川管理担当の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師</p>